

事 務 連 絡
令和2年3月13日

建設業労働災害防止協会
神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部
安全課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について

標記について、別添のとおり令和2年3月10日付け事務連絡をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長から通知がありましたので、御了知の上、貴機関の会員等への周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 0 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長
(契 印 省 略)

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について（要請）

標記については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号、以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」において、改修工事の際に、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めることを通知しているところである。

今般、昨年に引き続き経済産業省産業保安グループガス安全室長から、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について、別添 1 のとおり、協力依頼があった。

については、各局においても、同対策について関係者へ周知を図られたい。なお、別添 2 により当室から建設業労働災害防止協会に対し、建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について要請を行っているのので了知されたい。